

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次	ページ
告示	1
○皆伐面積の限度(八〇七・森林整備課)	1
○道路の供用開始(八〇八・道路課)	2
公告	2
○県営土地改良事業の換地計画の決定(山本地域振興局農林部)	2
その他	2
○平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験の合格者	2

告 示

秋田県告示第八七七号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成十八年十二月一日

秋田県知事 寺田典城

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)		所在
	水源かん養土砂流出防備	水かん養土砂流出防備	
米代川上流	一、三〇一・八六	七二・八一	鹿角市、小坂町
保安林	(ヘクタール)	(ヘクタール)	市町村

雄物川	皆瀬川	区 平鹿地	川口川	玉川	下流 雄物川	太平川	区 男鹿地	馬場目川	三種川	水沢川	下流 米代川	阿仁川	中流 米代川
六九九・五一	四八八・四三	四四〇・一五	二三九・七六	一、一五七・五五	五〇三・六八	二〇八・九二	四・八四	二四一・九一	五三・三〇	三〇一・四一	七二二・八三	一、三四六・五八	一、〇九六・九三
一一九・一四	一六四・一二	四八・〇六	三二・八〇	九七・二六	七三・三四	五・七〇	七・一〇	七・〇九	三二・一〇	八四・〇〇	七七・二〇	九四・九六	二一六・二五
湯沢市、	東成瀬村	湯沢市、 横手市	美郷町	仙北市	秋田市、 大仙市	秋田市	男鹿市	町、井川	三種町	八峰町	能代市、 藤里町	北秋田市、 阿仁村	北秋田市、 大館市

男鹿	三種	八峰	にかほ	由利本荘	秋田南	秋田北	湯上	男鹿	三種	能代	八峰	白雪川	上流 子吉川	下流 子吉川	上流
〃	〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	一八二・五六	五二一・五四	一五六・七三	〃
一二・四六	〇・二四	〇・九六	〇・一〇	六・八八	二三・三八	一・〇六	一・九〇	〇・四〇	一七・六二	九・二二	八・三〇	八四・四四	五〇・〇二	〃	〃
男鹿市	三種町	八峰町	にかほ市	由利本荘市	秋田市	湯上市	秋田市、 湯上市	男鹿市	三種町	能代市	八峰町	市、にかほ市	由利本荘市、 羽後町	由利本荘市	羽後町

秋田南 防風保安林	〇・六二	秋田市	米代川上流 千害防備保安林	〇・六四	鹿角市	米代川中流	二三・一二	大館市、 北秋田市	阿仁川	一・八二	北秋田市	米代川下流	〇・九六	藤里町	三種川	三二・四二	三種町	馬場目川	四〇・五二	潟上市、 井川町	男鹿地区	一・二〇	男鹿市	太平川	一・〇〇	秋田市	雄物川下流	七・九〇	秋田市、 大仙市	玉川	四・七四	仙北市	川口川	三・二六	大仙市、 美郷町	平鹿地区	一・八四	横手市	皆瀬川	七・〇〇	湯沢市、 東成瀬村	雄物川上流	二・〇三	湯沢市	子吉川下流	一一・九六	由利本荘市	子吉川上流	二・三四	由利本荘市
--------------	------	-----	------------------	------	-----	-------	-------	--------------	-----	------	------	-------	------	-----	-----	-------	-----	------	-------	-------------	------	------	-----	-----	------	-----	-------	------	-------------	----	------	-----	-----	------	-------------	------	------	-----	-----	------	--------------	-------	------	-----	-------	-------	-------	-------	------	-------

白雪川 千害防備保安林	二・九四	にかほ市	秋田 保健保安林	七・六四	秋田市	河 辺	〇・六二	秋田市	角 館	〇・六四	仙北市	田 沢 湖	二・五八	仙北市	皆 瀬	〇・二八	湯沢市	本 荘	〇・二〇	由利本荘市	五 城 目	二・三八	五城目町
----------------	------	------	-------------	------	-----	--------	------	-----	--------	------	-----	-------------	------	-----	--------	------	-----	--------	------	-------	-------------	------	------

秋田県告示第八百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成十八年十二月一日

一 供用開始の区間
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号及び二百八十五号	北秋田市米内沢字諏訪岱六七番六から長野八八番四まで

- 二 供用開始の期日 平成十八年十二月四日午後一時
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
（一）場所 建設交通部道路課
（二）期間 平成十八年十二月一日から同月十四日まで

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定に基づ

そ の 他

き、公告し、次のとおり縦覧に供する。
平成十八年十二月一日
秋田県知事 寺田典城

一 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業（松山第二地区県営担い手育成基盤整備事業）換地計画書の写し
二 縦覧期間 平成十八年十二月四日から同月二十九日まで
三 縦覧場所 能代市役所本庁舎

平成十八年十月十五日に実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による秋田県知事の委任に係る平成十八年度宅地建物取引主任者資格試験の結果次の者が合格したので、公告する。
合格者は五十問中三十四問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十九問以上正解の者とする。
試験問題の正解番号は別表のとおりである。
平成十八年十二月一日

受験番号	氏名	受験番号	氏名
〇五〇一〇〇五	金 克也	〇五〇一〇一三	藤森代規
〇五〇一〇一五	岩 館 勇人	〇五〇一〇二二	佐々木清豪
〇五〇一〇一九	進 藤 寛	〇五〇一〇二四	佐藤正信
〇五〇一〇三四	須 藤 恵子	〇五〇一〇二八	田 森 和人
〇五〇一〇四四	齊 藤 亨	〇五〇一〇二五	益 子 裕
〇五〇一〇四五	斎 藤 瑞之	〇五〇一〇二五	堀 井 俊和
〇五〇一〇八八	熊 田 一樹	〇五〇一〇二八	佐々木 太功郎
〇五〇一〇九五	佐々木 司	〇五〇一〇二八	藤 原 健太郎
〇五〇一〇一六	伊 藤 睦美	〇五〇一〇二六	金 塚 佳久
〇五〇一〇一八	千 田 太郎	〇五〇一〇二七	進 藤 幹生
〇五〇一〇四二	佐々木 亜由子	〇五〇一〇二九	津 谷 真洋
〇五〇一〇四四	熊 井 光理	〇五〇一〇二九	高 橋 真操
〇五〇一〇四八	新 山 悟史	〇五〇一〇三〇	濱 田 麻希
〇五〇一〇五六	佐 藤 隆美	〇五〇一〇三一	大 槻 研治
〇五〇一〇五八	花 田 綾子	〇五〇一〇三一	島 山 博喜
〇五〇一〇五九	鈴 木 宏司	〇五〇一〇三二	徳 原 好太
〇五〇一〇七三	保 坂 めぐみ	〇五〇一〇三三	武 田 康玄
〇五〇一〇八一	川 邊 統達	〇五〇一〇三六	高 橋 真一
〇五〇一〇九〇	伊 藤 昌夫	〇五〇一〇三六	高 橋 真一
		〇五〇一〇三三	金子真一

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄